

第8回これからの地域福祉のあり方に関する研究会議事録

開催日：平成20年2月18日（月）

場 所：厚生労働省 共用第7会議室

○大橋座長

定刻となりましたので、ただいまから第8回これからの地域福祉のあり方に関する研究会を始めさせていただきたいと思います。まず事務局の方から、今日の委員の出席の状況をご報告お願いいたします。

○事務局

本日は全委員出席です。

○大橋座長

本日の研究会は今までの論議を踏まえ、いよいよ3月の取りまとめに向けての論議に入りたいと思っております。事務局の方で今までの論議を踏まえて取りまとめの構成案をつくっていただきましたので、後ほどそれについてご論議いただきたいと思います。既にご案内のように、次回が2月27日、第10回目が3月14日で、最後の第11回目、3月27日にまとめられればまとめたいと思っております。今日から本格的に実質3回にわたって論議をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局の方で今までの論議を取りまとめた構成案をつくっていただきましたので、説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村企画官

では資料1に沿いましてご説明させていただきます。大きく6つに分けてまとめてはどうかという案でございます。

まず最初の部分が「はじめに」でございます。ここでは検討の経緯、今、地域福祉を議論することの意味、議論の前提として、これまで「地域福祉」がどのような位置づけだったのかといったことにつまましてまとめてはどうかと思ひます。

2つ目の部分が「現状認識と課題設定」でございます。ここにおきましては、例えば少子高齢化の一層の進行。家族構造の変容による家庭内の見守り機能の低下。地域社会の変化、例えば産業化・都市化、あるいは限界集落がふえてきているということ、そして地域の連帯感の希薄化・コミュニティの脆弱化といったことに言及してはどうかと思ひます。

次が福祉・医療政策の動向ということで、ここでは近年の福祉制度改革について、例え

ば措置から契約へ、あるいは市町村中心といった流れ、基盤の計画的整備、サービス量の飛躍的な増大、在宅重視、施設から地域へという流れ、様々なレベルでの自立支援が行われている、こういったことについて言及してはどうかと思います。

次に地域の課題でございますが、地域における多様な福祉課題として、例えば制度では想定していないニーズ、制度の谷間にある者への対応、複合的な課題、社会的排除の対象となりやすい者への対応、こういった福祉課題があるのではないかと。そして「地域でなければ見えない」ニーズがある。「地域移行」という要請もある。住民の自己実現ニーズの高まりもある。例えば参加意識の高い団塊世代が退職期に入って、元気な高齢者が増加するとか、住民のボランティア意欲の充足の必要性でございます。

そして制度的なサービスだけでは十分でなく、住民による支え合いが必要と。こういった現状認識と課題をここで述べてはどうかと思っています。

そのようないろいろな問題に対処する必要のあるものとして、その地域福祉の意義と役割はどういったものがあるかと思っています。いうのが大きな3つ目でございます。

まず地域福祉というのは、共助の空間を地域の中に位置づけるというのではないかと。ということで、共助のシステムを公のパブリックな開かれた空間として地域の中で設計する。自助のシステムである市場、公助のシステムである政府、共助のシステムであるボランティア、NPOなどがそれぞれの弱点を補い合うものではないかと思っています。

意義・役割の2番目といたしまして、地域の生活課題に当事者として取り組むというのが出発点ではないか。そこでは幅の広い福祉概念があり、行うことや対象をあらかじめ決めず、必要に応じ事業を組み立てる柔軟性というのが一つ地域福祉の意義と役割ではないかと思っています。

また、関わる人が自己実現する場をつくるということもあるのではないかと。いわば住民主体でございます。地域を基本として住民活動ができる場の提供。自治会・町内会の助け合い活動についてもここで言及してはどうかと思います。

また、関係者の連携によって福祉を推進、地域における人間関係の結合、ネットワークとしての地域福祉というものもあるのではないかと。そこで地縁的団体と機能的団体の関係、あるいは住民と専門家の関係、行政・事業者・住民の関係、それぞれいかにあるべきかと思っています。いうことをここで議論してはどうかと思います。

また、地域福祉というものの意義と役割といたしましては、コミュニティ再生の軸としての福祉ということもあるのではないかと。地域福祉によるコミュニティの活性化、地域の福祉化・まちづくり、地域全体の暮らしの質を向上させ、安心・安全の面でも高めると。こういう意義・役割があるのではないかと。ということでございます。

大きな4番目に、そのような地域福祉を推進するために必要な条件というのは何かということ論じてはどうかと。まず住民が主体となり参加する地域福祉。ここでは決定における住民主体、住民参加という側面と、活動における住民主体、住民参加という側面があ

るのではないかと思います。

ニーズ発掘のための方策はどうあるべきか。

また、支援の実施の場面において、ここで支援の新たな概念を提示してはどうか。例えば、人が生きるためのエンパワメントとしての支援。そこでは相手の動きを見ながら自分の動きを決めるというやり方。そして支援をすることでみずからもエンパワーされ、自己を実現するというものではないかといったことを論じてはどうかと。また、支援を実施する際の関係者の連携と役割分担についても述べてはどうか。

次にその条件といたしまして、生活課題に応じた多様なメニューが実施できること。

また、住民が主体となり、参加する地域福祉を実施するための環境の整備。一つは活動の拠点、一つは専門的な助言者（コーディネーター）、一つは活動資金でございます。

次に担い手の条件としてはどういったものがあるか。活動の核となる人材、様々な人材の連携、後継者の養成といった点についてここで議論してはどうかと考えています。

また、適切な「圏域」の設定というものの考え方についてここで議論してはどうか。生活課題やケアの専門性に応じ、身近なところから市町村に至るまで、重層的に圏域を設定すると。こういう考え方をまとめてはどうかということでございます。

また、そこでの行政の役割はいかにあるべきか。例えば住民の地域福祉活動をバックアップする。公共的決定に当たっての正統性の根拠となる。あるいは住民からのアクセシビリティを保障するということで、制度的なケアを無差別・公平に適用、専門的なケアを必要とする者に必要なケアを保障する、あるいは最低生活を保障するといった役割があるのではないかと考えています。

5番目に「留意すべき事項」。例えば専門家主導としない。多様性を認め、画一化しない。

「圏域」はそれぞれのレベルに応じて役割分野を図る多層的なものであり、その役割も固定されたものではない。あるいはリーダーの人材を確保する。「福祉」の範囲を限定しない、例えば防犯・防災、教育・文化、建築・まちづくりといったものもあるのではないかと。そして個人情報の取り扱いでございます。

最後に既存施策の見直しについて。既存施策については、上記の方向性を踏まえた検証と見直しが必要。検証・見直しに当たっての基準は次の3点かということで、ここで3つ提示してございます。住民主体となっているか、新たな支援の概念に適合しているか、地域福祉の推進のための新たなシステムの中に整合的に位置づけられるか、こういった基準でどうかと。そして、これらを踏まえて、既存施策のレビューについて以下取りまとめていくと。こういう構成案を事務局案としてお示ししております。どうぞよろしく願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございました。私どもの論議をかなりきちんと踏まえて整理いただきました。

これから自由にフリートーキングいただきますが、改めて中村局長の方から、この辺を少し論議していただきたいということなどがあれば、先にご挨拶を兼ねていただければと思いますが、よろしくお願いします。

○木原委員

局長、一つお願いしたいことがあります。これからまとめる報告書を、誰向けに一体何を説いてほしいのか。この研究会の第1回目の冒頭で言われたことをもう一度おっしゃっていただきたいのです。私自身、この報告書の構成を見て、何を指すのかがわからなくなっちゃったのです。全体を読んで何かが見えてこないのですが、そのあたりをもう一回、こういうことを委員にお願いしたかったというのがあればお願いしたいと思います。

○中村局長

地域福祉についていろいろな方面から議論していただいて、資料の方でも資料2や資料3に、こちらはある程度、回を追ってご議論いただいたことについてそれぞれ項目別に整理させていただいたものも入っております。これからご議論いただくわけですが、どういふふうに取りまとめをしていただいたらよいのかなと思ひまして、これにこだわるわけではなく、一つのまとめ方としてこういう流れがあるのかなということで提出させていただいたものでございますので、木原委員から今、誰に向けてかというようなお話もありましたので、そういった点も含めてご議論いただければ幸いに思ひます。

そういった意味でございますので、構成案という形になっておりますが、資料2なり、資料3なりのパーツがありますけれども、一つの流れとしてこういう構成が考えられないかということで提示させていただいたので、議論の材料としていただいて、またこれが十分でないとか、これだとそれこそ報告書としてまとまりに欠けるということであれば、その点についてまたご議論いただきたいと思ひます。

私ども、この構成案を考へるときに、中でも議論してましたのは、一つ地域福祉の議論というのは、ある意味では福祉の世界の人では割合歴史のある議論ではないかと思ひまして、地域福祉ということで前回もいろいろなご議論が出たし、地域ということでどういふことを意味しているんだらうか、福祉ということでどういふことを意味しているんだらうかというご議論もこの場でもあったくらいですから、改めて、なぜ今この検討会をつくって報告するのかということも一つのポイントではないかと思ひましたので、はじめにまずこれまでの地域の福祉の位置づけというのは、これまでこういうことが言われてきたけれども、今回改めて、それこそ福祉制度の動向や最近の地域の動向を踏まえた上で、これからの日本全体が、福祉社会が望ましいというふうに考へたとして、これからの日本が福祉社会として進んでいく上で地域福祉ということに関してどういふ現状認識と課題があるんだらうかといったことを踏まえた上で、改めて3でございますが、地域福祉の意義と役

割を確認し、そういう地域福祉、いろいろな人がいろいろなイメージで地域福祉を語っていますが、これから必要とされる地域福祉の意義と役割がこういうものであるということについて確認されれば、それを実現していくためにどういうことが求められるのか、あるいは何が必要なのかということ整理してみてもどうかというふうに考えた次第です。

基本的にそういう流れになっていまして、その際、既存施策と書いてありますけれども、現実問題として様々な地域福祉を構成する要素として取り組みもなされており、この研究会でも、毎回毎回、それらについてレビューしていただいていますので、可能であれば既存施策についても今言ったような観点から改めて洗い直してみても、何かご提言いただけることがあれば、まとめていただけたら、ありがたい。そういうつもりで整理したわけでございます。

誰に向けて書くのかということですが、できれば一般の方に読んでいただけていただけるように書けたらいいのではないかと。したがって、例えば行政の福祉部局の方とか、地域で福祉活動をされている、ある意味でそういう方は当然読めばわかるのですが、その人たちだけの暗黙の了解の前提で、その上で書くのではなくて、むしろ可能であれば、そういうことについて普段考えたこともないとか、普段そういうことをあまりよく知らないとか、極端な話、「社会福祉協議会」という言葉は聞いたことがあるけれどもよくわからないという人が読んでも言っていることがわかっていただけるようにならないかと考えています。これを読むとそれなりにわかって、一通りのことが普通の人に理解できるように書けないかなというのが、ちょっと欲張っているのですが、我々、資料1をつくったときの気持ちでございます。

○大橋座長

ありがとうございました。また最後にでもご挨拶いただきたいと思いますが、今の話がありますが、この研究会として自由に論議をするということですが、全く空理空論の話をしてしょうがないわけでございます。具体的な実践に基づいて、これからの地域福祉のあり方の方向性を探っていこうということでございます。そのことは細かな地域福祉実践のマニュアル的なものをここで固めて書くということでも決してないわけございまして、あくまでもこれからの地域福祉のあり方の方向性について整理をしたいということでございます。

その際に、既存の従来の社会福祉行政という枠にあまりこだわらずに論議をいただいてもよろしいのではないかとということも出てまいりますし、新しい社会システムというのはどうあったらいいのかという、そういう問題提起も少し投げかけてみたいということでございます。行政がやるのではなくて、行政と一緒にやっていくという新しい社会の仕組み、哲学、システム、そんなことを含めて少し問題提起をさせていただきたいということでございます。

したがって、一方では既存の施策そのものを全面的に見直して、こうあるべきだという行政施策のあり方を細かく規定する論議もしないといけない。必要があれば、こんな方向で今後検討が必要ではないかというスタンスで見直しをするということなのではないかと座長として受けとめさせていただいたわけでございます。

したがいまして流れは、現状から入りますが、ポイントは2枚目の「地域福祉の意義と役割」と、それを進めていく「地域福祉を推進するために必要な条件」、この辺を今日は中心にご論議いただければありがたいということでございます。細かなところに入ることや、個々の施策のここはどうだとかという話ではないということや、細かな実践の方法論そのものをやるところでもないということをも十分踏まえて、限られた時間でご論議いただければありがたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、主に3と4を中心にご論議いただくわけですが、はじめの方から、特に2のところの「現状認識と課題設定」につきましてはかなり論議をしてきました。2について、この場で細かなことを一々言う必要もないかと思いますが、どうしてもこういう項目は必要だということであればご指摘いただいて、座長としては今日3と4を少し方向づけしませんと、多分、事務局がまとめるにしても大変なのではないかと思っておりますので、その辺でご協力いただければありがたいということでございます。それではどうぞ自由に。

○木原委員

そうすると、私はテーマをちょっと狭く考えちゃったのかなと思いました。ここに研究会の開催要綱があるのですが、これに絞ってしまったんですね。こう書いてあります。「…このように、地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築し支え合う体制を実現するための方策を検討するため、本研究会を設置する」と。だから私は、住民の支え合いをどうやって掘り出し支援するのかということが求められているのかなと思っていたんですけどね。ちょっと誤解していたのかもしれません。

○大橋座長

細かな部分は方法論的にもとても大事なのですが、なぜ住民のつながりが必要なのか、それが今、どういう流れの中で求められているのかという、先ほど、これからの地域福祉の基本的な方向として新しい社会システムとか、哲学とかと言いましたが、そういう流れの中で今言われたところをきちんと受けとめていただければありがたいということでございます。論議としてはそこがポイントになってくるとお考えいただければありがたいと思っております。それではどうぞ自由に。

○和田委員

この議論をしていく上で、よくまとめていただいているのですが、一つ私が感じましたのは、地域で暮らしていくということをサポートしていくということで、地域を基盤にした市民の活動、あるいは住民の活動というのが非常に重要で、その仕組みをいろいろな形でつくったり、サポートするという、ここはよくできていると思うのですが、自治体の役割というのはやはり大きいのではないかと思います。一般的なことというよりも、自治体が今やっているそれぞれの分野ごとのサービスの仕組みというものをもっと地域の中で組み立て直して、そしてエリアごとにもっと今の盾を超えた形で福祉を組み立てていくようなことというのを議論として提案していく必要があるのではないかと。自治体のそういう施策が大きく変わることと住民が積極的にこの活動に参加していくことと両方がないと、イメージとして、そちらの議論がこの報告書だと少なくなるのではないかと思います。

それは単に施策そのもののあり方というよりも、市民と共同してそういうものをどうやってつくっていくのか、あるいは市民が日常的にそういう仕組みそのものにどう参画していくのかということも含めて整理をする必要があるというのが一つ。

もう一つは、限界集落の話も出ていましたが、限界集落は過疎地だけじゃなくて、都市部でもそういう問題がどんどん起きていますので、参加はもちろんするのですが、参加が十分できないような地域というのがいろいろ出てきていますよね。ですから、地域の中に、今の施策からいけば小規模多機能のような、自分が住んでいるところの生活と福祉サービスがもう少し融合して、出たり入ったりというか、あるいはそちらの福祉サービスの方で地域を支える機能をうまく持たせながらやっていくような、そういう新しいタイプの地域福祉のサービスのあり方というのも中に入れておくというのが必要ではないか。この2点です。

○大橋座長

資料1の取りまとめの構成案は、一応整理をしていただきましたが、いざ報告書を書く段階にはいろいろ前後する部分があるんだらうと思うんですね。今、和田委員が言われたのは、3ページの中ほどに行政の役割と書いてあります。この住民からのアクセシビリティの保障だとか、こういうところに関わる部分と受けとめていいのでしょうかね。その際に、行政の再編成機能だとか、あるいは行政への参加の問題、これは正統性の根拠と書いていますが、そういうレベルのものなのか、あるいは2ページの3の「地域福祉の意義と役割」の共助の空間を地域の中にどう位置づけるかという時、あるいは新しい共助システムを考える時に、行政がその中でどういう位置と役割を果たすか。この辺の書き込み方で済むことなのか、もっと別に行政の役割みたいなものをと強く打ち出して再編成しろというところまでいくのかということをもう少し深めていただけておくと楽かなと思います。

もう一つ。2番目の問題は、従来は施設などは、サービスを提供する側の論議がありましたが、住民が共同利用するという視点をもっと大事にしろというふうを受けとめてよろ

しいのでしょうか。一種の共同消費財的に、自分たちでつくっていく、自分たちで相互に出入りがもっと柔軟になるような、そんなイメージなののでしょうか。

○和田委員

後者の方は今のようなイメージなのですが、そういうサービスそのものによって今非常に弱っている地域を維持していくとか、あるいはそこでの生活が成り立つようにしていくという、福祉サービスそのものもっている地域を維持したり、再生していくような部分をもっと重視した形で地域福祉のサービスというのを打ち出していくということが必要ではないかということです。

前者の方は、委員長がおっしゃったように両方にかかってくると思うのですが、今、分権化していく自治体が福祉を中心にやろうとしているわけで、自治体がどういう役割を果たすのか、いわば地域福祉の企画経営という点では非常に大きな役割を果たすことになるので、これは住民参加でやるにしても、そのところについてももう少し大きな方向性をしっかり出しておいた方がいいのではないかという意味です。

大橋座長 そうですね。後者の方は、要するに行政のその地域の運営のレベルじゃなくて、もっと経営という視点からのアドミニストレーションというのはすごく大事なことなんじゃないかな。

逆に私の方から今田委員にお聞きしたいのですが、共助の空間で、今の話のように行政というのはそもそもいったいどういうふうに関わるのでしょうか。

○今田委員

まさにそのところの話をしたかったのですが、地域でそういうウェルビーイングがなえているところの一番の問題は、自助と公助というか、市場の原理でサービスを提供するのと政府・役所が提供する、これはどちらもいい面、悪い面があるので、ちょうどそのすき間がないんですよ。すき間でこぼれ落ちるところがとても大事なんですけど、それがなかなかお金のあれで解消できない。政府のあまねく公平にやるというのもうまくいかない。そこらあたりにいっぱい種々な問題があって、福祉というのは政府の行政がやる施策とか、市場がやるように一般化して普遍的に何かやれるものじゃない。やはり個別特殊な事情を抱えた人がどうにかならないかというところが一番大事なんだと思います。

昔は互助があったんですが、それは町内会、古い意味のイメージではなく、共助の方がいいと思っているのですが、共助というのは、そういうすき間のところを相互に支援し合いながら、自分たちで半分手づくりの福祉をやるということだと思います。

ただし、ノウハウや資源やそういうのはあまりもっていない。だから、そこはプロがお手伝いできると思う。政府がやってもいいし、市場のシステムをうまく利用すれば、福祉のために役立てるように市場を使えばいいのであって、市場が福祉を提供するというのは、

そんなのはお金がもうからないとやらないから、むしろ市場を利用して、これをうまく使えば福祉のあれに利用できるよというアイデアを考えないとだめだと思っています。

結論を言いますと、前回、富士宮市の話がありましたが、あれはとてもいいアイデアだと感心したのですが、要するに、一種の細かい福祉関係の種々な活動がバラバラでいろいろあるものの、あれはあそこで一つのハブになるんでしょう。センターというのは、中心なんていうのはあまりよくないと思うんですが、様々な福祉活動、地域の福祉活動のハブになって、そこへみんなが来て、情報交換したり、こういううまい提案があるよとか、こういうときはこういうモデルでやるとうまくいくとか、そういう寄り合い所みたいなものにして、そこに普通の住民も来られるのがいいと思います。もちろんソーシャルワーカーも、ケアワーカーも来る。そういう集いの場にして、そこを中心にして手づくりの福祉を盛り上げていくといいのかなと思っています。

だから、ああいうハブをいくつつくるかですよ。小学校単位ぐらいでつくるのか、それとももうちょっと大きくするのか。そういう共助のシステムをうまく地域の中に根づかせていく。あまり行政がそこへオーバーコミットしても、また昔風の福祉かという感じになるので、そういうハブのセンターがうまく機能するように、黒子でうまくサポートするというのも自治体の重要な役割かなということで、そうすれば、みんな自分たちで本当に参加してやっているんだという気になれるのではないかと思います。

注意しなければいけないのは、そういうふうにしてやる福祉と、本当に社会保障できちんとやらなければいけない福祉をちゃんと仕分けして、社会保障としてやらなければいけないのはちゃんとやらないとだめだと思う。国民所得で見れば、先進国に名立たる低い社会保障費ですよ。だからそこはそこでしっかりやって、それに加えて、そういうところで地域の福祉を活性化する。そういうシステムがいいのではないかと感じました。

○大橋座長

それでは行政の立場で、清原委員、よろしくお願いします。

○清原委員

私は、先ほど座長に方向性を示していただきましたように、「これからの地域福祉のあり方」という研究会の名称に込められているのは、福祉のこれまでの取り組みを出発点にしなが、新しい地域を中心とした社会システムに関して、この研究会で何らかの方向性というのを示せていけたらなと思ってこれまで参加させていただいてきました。ですから、単なる既存政策の批判的吟味にとどまらず、むしろ新しいあり方について積極的に提案をしていくという方向でのまとめ方に賛成です。

その上で、なぜ、これからの地域福祉ということが現状の様々な課題、あるいは新たに台頭してきた少子長寿化の課題に対応できる切り口を与えることができるかという、第

1点目には、様々な少子長寿化を巡る課題において、国がもちろん方向性を示し、そして都道府県が広域自治体として考え、市町村も基礎自治体として考えているわけですが、国がこのような研究会を発足したということは、国が取り組んでいくことに関して今まで以上に、国が方向性を示すだけではなくて、都道府県や基礎自治体たる市町村と役割分担、あるいは単に分担するだけではなくて、これは主として基礎自治体がすべきことに国が財源的な支援をするのか、それとも国がガイドラインや方向性を示しつつ、窓口として市町村、あるいは都道府県が何らかのかかわりをするのかというところなどについて、従来とは違う重みづけみたいなものを必要とするのではないかという時代認識があって、この研究会が発足したのではないかと思います。

実態から申し上げますと、介護保険制度も、障害者自立支援法も、国が、あるいは国権の最高機関たる国会が決められた法律にのっとって現場である市町村が対応しておりますが、介護保険の保険者であり、国民健康保険の保険者であり、そして障害者自立支援法について様々な取り組みをしていくときには、基本的には市町村の役割というのがこの10年ぐらいで、かなり重くなってきたと実感しています。

そして、それは全体としての財源も込みの地方分権への移行と必ずしも整合性を持っていないために、財源的な面でも、経営というキーワードを和田委員からも先ほど出していたのですが、経営の能力というの、かなり自治体に求められてきました。そういう意味で、地域福祉の中で、国と都道府県と市町村とで「経営の役割分担」、あるいは「責任の所在」ということについて「地域」という概念を国も重視しなければ、全体としてのスムーズな制度運用が困難になってきたという意味で「地域福祉」の「地域」の部分がクローズアップされていると思います。

2点目に、高齢者対象の事業・サービス、障害者対象の事業・サービス、児童あるいは生活保護対象者等に分類されて、異なる局が対応しておりますし、私たち自治体が法にのっとったサービスを現場でやっておりますときに、いずれの対象者に対してもサービスを提供するときには、「地域」という概念を入れなければ適切かつきめ細かい福祉サービスができなくなってきました。

特に三鷹市のような自治体では、「福祉の総合窓口」をどうつくっていくかが課題です。つまり高齢者が相談に来たときに介護保険のことだけ対応していても、それだけでは対応できない。子育て中の世代が来たときに児童手当の話や医療費の話だけをしていてもそれはだめで、女性の自立の問題にも対応しなければいけないし、老親介護の課題があって、困窮を極めているかもしれない。

つまり、「福祉の総合窓口」的な対応が一つと、もう一つは「地域ケア」という取り組みで、高齢者であろうと、障害者であろうと、子育て中であろうと、そういう方たちに対して、「地域」というキーワードで総合的に対応しなければいけないということは、いずれの自治体でも今まさに喫緊の課題として取り組んでいるものと言えると思います。

3点目に、どうしても従来から「自助・共助・公助」と並べて、今まさに「共助の時代」だというふうと言われる傾向がないわけではないのですが、今回のこのこれからの地域福祉のあり方に関する研究会も、「共助」のところだけ強調し過ぎるとバランスを欠くのではないかなと思っています。今まで欠けていたので、この点は市民の皆様の実態に即して、共助についてどのような支援や条件整備があれば、よりそれが豊かになるかという提案をするのは必要不可欠だと思いつつ、先ほど今田委員もおっしゃいましたように、私は「公助」というか、国の責任、あるいは自治体が国と連携しながら、しっかりと公としてしなければいけないこともやはり明確にしなければいけないだろうと思いますし、「自助」でやっていただくべきところは尊重はしなければいけないと思います。

その上で、私たち自治体が求められているのは、「リーダーシップからコーディネート機能」へと移行しているということを私たちも自覚し、市長ももちろんですが、職員にも努力してもらっています。

地域にある多元的な資源、あるいは具体的な取り組みというものを、今日の前にある困難に対して、あるいは生活課題に対していかに編集していくかという、そういうことが求められています。

ただし、その専門性はいかがなものかと思っています。どういう専門性を身につければそのコーディネートができるのかということについては、今までの社会福祉士がやれるのか、介護福祉士がやれるのか、あるいはケアマネジャーがやれるのか、いいや、そうではなくて、先ほど言いました福祉の総合窓口をやるための幅広い専門性が自治体に問われているのかということなど、「専門性のあり方」についても若干関連せざるを得ないのかなと思っています。

自治体の責任というのは大変大きくなっているのですが、どうしても国が求める法定計画である障害者に関する「障害福祉計画」であるとか、「介護保険事業計画」であるとか、「次世代支援育成行動計画」であるとか、そういう計画は一定の年次につくらざるを得ない。それをいかに義務的に考えることなく地域の自治体が主体となって様々な市民の皆様や団体の参加を請いながら、自立的計画にしていくかというところにこの「地域福祉」というキーワードが入ってくると、私たち自治体の主体性というか、自主性がより出てくるのではないかと思います。国が強制するとか、枠をはめ過ぎるというのではなくて、いかに地域主体の、地域課題に即した地域福祉の計画等を策定していくか、それも負担感なくやっていくかというところで、ぜひいい意味での柔軟なガイドラインというか、マニュアルというか、そういうものをつくりながら、自治体間で、このところはあまり無意味な競争をすることなく、ユーザーたる、あるいは福祉の対象者の皆様が、どこの地域にあっても、いわゆる最低限の、あるいは最大限の恩恵に浴することができるような方向性を、この地域福祉のあり方に関する研究会では、少なくとも目指すべきところとして提案できればありがたいなと思っています。

○大橋座長

今回と次回は事務局でいろいろ作業もありますので、少し私の方から質問という形でさせていただきます。今の清原委員の意見は、3ページの「留意すべき事項」の中で、「多様性を認め、画一化しない」というのは一応確認しているんですね。これが地方分権としては大事だと思うのですが、しかし一方で、冒頭に言われた財源論だとか、そういう話になっちゃうと、また一般的・抽象的な国と地方自治体との役割分担みたいになってしまうのではないのでしょうか。

それはそれでわかっているけれども、今回我々が研究会として提案するのは、そのことを踏まえながら、もう少し踏み込もうよと。こういうところを出したいわけですよ。そうじゃなくて平板な報告書みたいになってしまう危険性があるのではないのでしょうか。必ずしも財政的に豊かでない自治体だって頑張っているじゃないか、なぜ頑張っているんだ、財政的に豊かなところが全部やっているわけでは何もないじゃないかというところを、自治体の工夫としてそこはどうしたらいいんですかね。手短かに。

○清原委員

本当に様々な地域が様々な福祉課題に関して、ユニークに、前例を気にせずというか、前例がない中を切り拓いています。それらの取り組みについては、担当者は全国的な規模で共有し、そしていいところは盗もうとしています。そして質を上げていこうと頑張ってくれていると思います。そうした全国的なネットワークというものについて、国には、いい試み、あるいは、これだけ財源をかけなくても、こういうようなサービスによって市民満足度が高かったというようなことについては積極的に共有できるような情報共有のための支えということはやっていただきたいなと思います。

あとは「競争と協調」と私たちは言うのですが、協調して、協働して、いいものは共有しながら、前例のない課題に陥ったときに、どうしても私たちは財源がないとき、国で何かモデル事業はないかなとか、そういうのを気にしてしまいます。そのときに、使いにくいお金の出し方というのは今までどうしても国は多かったというふうに思いますし、そこに税財源の移譲という問題が絡んできますし、ある意味で基準の柔軟な先駆的なモデルについては財源保障していただいて、その成功例について共有するというような循環をつくっていただくということが私たちのモラルを下げず、重要ではないかなと思います。

私たちはそういう先端的なところとか、財源が少なくて頑張っているところから結構情報を得ます。お金をかけてやっているところを市民・国民の皆様が評価されると困るなと思っていて、その辺は同じ東京都でも地域格差があるものですから、その辺は標準化をしていただければいいなと思いますけれども、そうじゃないところは、ここにありますように多様性を認め、画一化しないという方向には賛成です。